

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） に基づく周南市特定事業主行動計画【概要】

◇計画の目的

女性職員が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するための支援を目的として本行動計画を策定。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第19条の規定）

◇計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
（令和8年度から令和17年度の時限である女性活躍推進法の前半部分）

◇達成しようとする目標

【目標1】課長級以上及び係長級の職員に占める女性職員の割合を高めます。

課長級以上の職員に占める女性職員の割合

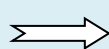
令和8年度 11.8%



令和13年度当初 15.0%以上

係長級の職員に占める女性職員の割合

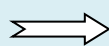
令和8年度 36.4%



令和13年度当初 40.0%以上

【目標2】消防本部における新規採用女性消防吏員の割合を高めます。

令和8年度 0%



令和13年度当初 10%以上

【目標3】男性職員の育児休業取得者の増加を目指します。

男性職員のうち2週間以上の育児休業取得者の割合

令和7年度 52.7%



期間を通じて 100%

男性職員のうち子の出生後1年までの1ヶ月超の育児関連休暇等取得者の割合

令和7年度 57.9%



期間を通じて 100%

【目標4】係長級以下職員の超過勤務平均時間の抑制を目指します。

令和6年度 8.41 時間/月



期間を通じて 8.0時間以内/月